

平成17年度 第2回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年6月24日（金）
午前10時00分から
場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

(1) 実施段階に至るまでの段階別の取組み内容について（資料15）

(2) 第3次行政改革の取組みとその検証結果の総括について

（資料11～資料14）

(3) 中間答申の内容の方向性について（資料16）

(4) その他

5 次回の開催予定について

第3回会議 日時：平成 年 月 日（ ）

時から

場所：

6 閉会

実施段階に至るまでの段階別の取り組み内容について

	段階	実施主体	段階の説明	改革という木を育てる例え	P D C A サイクル
1	検証・評価	推進本部 推進委員会	これまでの取り組みを検証・評価し、今後の課題を明確にする段階	改革の苗木を植樹する土地の状況を把握し、育成上の課題を整理する段階	C Check 検証
2	諮問	推進本部	課題解決のため、新たな行財政改革を推進するにあたり、附属機関としての客観的立場からの意見を求める段階 今回の諮問項目は、2項目	土地や育成上の課題を提示して、改革の苗木として何をどの程度植え、どのように育てるかについて相談する段階	A Action 見直し
3	中間答申	推進委員会	中間答申は、委員会が考える行財政改革のあり方の大枠を提示していく段階 枝葉の論議に入っていくとまとまらなくなる恐れがある。他の市町村の行革委員会においても、枝葉の論議が先行して混乱したケースがある。	どんな成木に育てるかを想定し、改革という木を支える何本かの幹と、その木のおよその骨格を示す段階	
			基本方針	何項目かの「基本方針」で、今回の改革の課題解決の大枠の方向性を示すこと 前は、4つの基本方針	
		基本目標	「基本方針」が目指す今回の改革の大枠の到達地点、到達レベルを示すこと	木を構成する幹のサイズを示すこと これを示すことによって、今回の改革の大きさが見えてくる	
4	大綱及び実施計画案づくり	推進本部	「基本方針」及び「基本目標」をもとに、具体的な取り組みを掲げながら、大綱案及び実施計画案を策定する段階	改革の木の全体像を視野に入れながら、必要な枝葉や手入れの仕方について調整し、成木に育てるための段取りを整える段階	P Plan 計画
5	最終答申	推進委員会	改革しようとする内容を最終チェックし、委員会としての意見や提言をする段階	目標としている木の姿に対する枝葉のあり方を審議し、意見や提言をする段階	
6	行財政改革の実施	推進本部	改革を実行する段階	枝葉を確実に実らせ、改革という木を成木に育て上げる段階	D Do 実行

中間答申の内容の方向性について

1. 中間答申では、この委員会において今回の改革の「基本方針」と「基本目標」の策定と提示が求められています。

2. 「基本方針」とは、今回の改革の課題解決の大枠の方向性を定めるものであり、改革の性質を示すこととなります。第3次大綱では、4つの基本方針が定められていました。(大綱P2)

町民の視点に立った行政サービスの向上
町民と行政の協働による住民自治の推進
効率的で健全な行財政運営
地方分権時代に対応した組織と人材育成

3. 「基本目標」とは、「基本方針」で掲げた方向性の大枠の到達点を定めるものであり、改革の大きさを示すこととなります。

4. 推進本部では、これまでの取組みを踏まえ、総務省の指針で示された内容に照らして、推進本部のもとに4つの専門部会を立ち上げました。

財政専門部会
行政運営専門部会
組織・機構専門部会
施設専門部会

この4つの専門部会で、今回の改革案の調整を進めたい考えであり、委員会のご了解が得られますならば、専門部会ごとに一つの「基本方針」を示していただきたいと考えていますので、そうなれば全体で「4基本方針」ということとなります。

5. 「基本目標」については、一つの「基本方針」に対して、幾つかの目標を設定していただきたいと考えています。

集中改革という視点から考えますと、現状の課題から今回の改革で特に実現が求められる部分に絞って目標を設定していただくことが良いと思います。

仮に一つの「基本方針」に対して5つの「基本目標」を設定していただいた場合、「4基本方針、20基本目標」となります。

さらに1つの基本目標を実現するために、推進本部でそれぞれに5つの改革項目を掲げるとすると、実施計画では100の改革項目を掲げることになり、「4基本方針、20基本目標、100改革項目」となります。

推測による数字ではありますが、体系的に整理していくと、その位の広がりになっていくものをご理解ください。